

1 福祉・介護人材確保対策について

(1) 福祉・介護人材確保の現状と課題

人口減少社会を迎え、労働力人口は減少する見通しであり、平成20年の労働力人口は約6,600万人であったが、平成37年には約5,800～6,300万人になるものと推計される。

介護分野については、平成23年度の介護職員は約140万人であり、団塊の世代がすべて75歳以上になる平成37年には約213～244万人の介護職員が必要となる見込み（年平均約5～7万人。介護職員の増は約6万人（20年度→21年度））である。（参考資料1参照）

また、介護分野で働く介護福祉士については、平成21年は約45.5万人（介護職員に占める介護福祉士の割合は33.9%）であり、ここ数年は、年5万人程度増加している。

近年の介護分野の労働市場の動向をみると、平成18年度から平成20年度にかけて有効求人倍率が急上昇し、その後はリーマンショックの影響等により低下した。しかし、平成22年夏以降、再上昇傾向にあり、介護人材の不足感が再び高まってきている。

（平成18年度:1.74倍→平成20年度:2.20倍→平成22年度1.38倍→平成23年12月1.92倍）

このため、引き続き人材確保対策を講じていくことが重要である。

また、現下の引き続き厳しい状況にある雇用失業情勢の中、人材確保が困難な状況が続いている介護分野は、地域における成長分野と位置づけられ、今後の雇用の受皿として期待されているところである。

(2) 介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行について

平成23年4月、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）の一部改正を含む「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案」を国会に提出、同年6月に可決成立し、公布したところである。

各都道府県におかれては、本改正法の内容をご了知の上、円滑な施行に向けて配慮をお願いしたい。（参考資料2参照）

ア 介護福祉士の資格取得方法の見直しの延期と実務者研修等の導入について

介護福祉士養成の在り方やキャリアパスの在り方等について検討を行ってきた「今後の介護人材養成の在り方に関する検討会」の報告書が、平成23年1月20日に取りまとめられ、介護人材の安定的確保と資質向上を図る観点から、今般の法改正を行ったところである。

これにより、実務経験者に対する実務者研修の受講義務付けを含めた資格取得方法の見直しについては、3年間施行を延期し、平成27年4月施行とされた。

平成23年10月には、実務者研修事業者の要件等について規定する省令を公布するとともに、設置運営指針等の関係通知を発出したところである。

また、イにあるとおり、介護福祉士の業務として喀痰吸引（たんの吸引）等の医療的ケアが導入されることに伴い、介護福祉士の養成課程においても、喀痰吸引等の医療的ケアに関する教育内容を盛り込んだところであり、関係省令及び関係通知を平成23年10月に発出したところである。

各都道府県におかれては、管内の介護職員基礎研修や、訪問介護員研修の実施事業者等、実務者研修の実施を検討している事業者等に積極的に広報・啓発を行う等、研修実施主体の参入について特段の配慮をお願いしたい。

また、実務者研修の履修については、既存の介護職員基礎研修や訪問介護員研修、認知症介護実践者研修等の修了者については、一定程度の読替えも可能である。

また地域において社会福祉協議会や各法人等において実施されている研修についても、研修内容に応じて、実務者研修の読替えが可能である。読替え可能な研修メニューを地域の関係機関、関係団体等に広く提供することにより、地域の介護職員の研修機会の拡大、資質の向上につながると考えられるため、関係者に広く周知の上、地方厚生（支）局、管内関係機関、関係団体とも十分連携の上、対応願いたい。

イ 喀痰吸引等の制度の施行について

今般の法改正により、これまで実質的違法性阻却として通知により実施されてきた介護職員等による喀痰吸引等の業務について、法制度として位置付けたところ。社会福祉士及び介護福祉士法の改正により、介護福祉士の業務として喀痰吸引等の行為が加わるのは平成27年度の国家試験合格者からとなるが、すでに介護福祉士の資格を有する者、あるいは改正法の施行前に資格を取得した者についても、「認定特定行為業務従事者」として都道府県知事の認定を受ければ喀痰吸引等の業務を行うことは可能である。（平成24年4月施行）

また、すでに通知により喀痰吸引等の行為を行っている者については、一定の経過措置を設けることとしており、平成23年11月に経過措置の取扱いを含めた施行通知を発出したところである。

なお、可能となる行為は、平成23年10月に公布した省令において、経口内、経鼻内、気管カニューレ内部の喀痰吸引、経鼻経管栄養及び胃ろう又は腸ろうによる経管栄養の5つの類型に限定しているところである。

介護職員等が喀痰吸引等の業務を実施するにあたっては、都道府県の登録を受けた登録研修機関において50時間の講義と行為ごとの演習からなる基本研修を修了した後、実地研修を修了する必要がある。

また、喀痰吸引等を行う事業者は、都道府県知事の登録を受ける必要があり、登録を受けるにあたっては、医療との連携体制の確保等を要件とするなど、事業所として安全、適正に業務を行うことができることを要件としている。

平成24年年4月の施行に向け、喀痰吸引等を行う事業所や登録研修機関の登録手続、経過措置対象者への証明証の交付等の準備についても、遺漏のないようよろしくお願いしたい。

ウ 平成24年度喀痰吸引等研修事業について

(ア) 都道府県喀痰吸引等研修事業

介護保険施設や障害者関係事業所等で喀痰吸引等の業務を行う介護職員等を養成する「都道府県喀痰吸引等研修事業」については、平成23年度までは老健局及び障害保健福祉部においてそれぞれ必要な予算を確保して実施してきたところであるが、平成24年度からは、社会・援護局の所管する「セーフティネット支援対策等事業費補助金」の事業として実施することとしているので、ご了承ください。（参考資料3参照）

なお、現時点で以下の事業内容を予定しているので、各都道府県におかれては、平成23年度事業との整理(※)についても留意の上、積極的に本事業に取り組みたい。（現段階の案については、参考資料4参照）

※ 24年2月23日(木) 全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料
第9(2)より抜粋

「なお、平成23年度の都道府県研修が年度内未修了者については、都道府県において平成23年度内に修了した研修内容の証明を行うことにより、引き続き、未修了分について上記セーフティネット支援対策等事業費補助金の研修受講対象者となり得る予定であるので、ご留意願いたい。」

(イ) 喀痰吸引等指導者講習事業

都道府県レベルで喀痰吸引等の研修指導を行う指導者に対して講習を行う「喀痰吸引等指導者講習事業」についても、平成23年度まで老健局及び障害保健福祉部においてそれぞれ必要な予算を確保して実施してきたところであるが、平成24年度からは社会・援護局において予算を一括して計上することとしたところである。

おって、平成24年度における指導者講習事業の実施時期、実施内容等について、お知らせすることとしているので、ご了解願いたい。

エ 施行準備における留意点について

実質的違法性阻却の通知を含め、介護職員等によるたんの吸引等の取扱いについては、平成24年4月1日から施行となる改正後の社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）に基づき実施されることとなるが、登録事業者としての基準を満たさない場合には、事業者は都道府県知事の登録を受けることは出来ないこととなるため、各都道府県におかれては、各施設に対し、必要な体制整備等についてあらためて御指導いただくとともに、管内各関係団体、関係施設に対し、関係通知等について改めて周知いただきたい。

オ 都道府県における吸引等の制度の施行事務調査の実施について

各都道府県におかれては、本年4月の制度施行に向けて、経過措置対象者への証明書の交付など、必要な準備作業をすすめていただいているものと承知している。

国においても、全国の実施状況を把握する必要があるため、近日中を目途に、以下のような項目で実施状況を調査することとしているので、ご協力願いたい。

- ・ 事業所種別ごとの登録特定行為事業者数
- ・ 登録研修機関の名称、研修機関ごとの研修区分別の受講予定人数
- ・ 認定特定行為業務従事者認定証の発行件数（研修種別、経過措置対象者の種別ごと）
- ・ 平成24年度研修事業の実施予定、研修対象予定者数（研修の種別ごと）
- ・ 指導者講習の推薦希望者数

(3) 福祉・介護人材確保対策の促進

ア 福祉・介護人材確保対策の継続

平成20年度2次補正予算（平成21年度1次補正において積増し）、平成21年度当初予算から実施している福祉・介護人材確保対策は、平成23年度までの事業として各都道府県において実施してきたところである。

これまでの事業の成果により一定の効果が認められるが、前述の（1）のとおり、引き続き、福祉・介護人材確保対策を実施する必要があることから、平成23年度第4次補正予算において、障害者自立支援対策臨時特例交付金に基づく基金事業の実施期間を平成24年度まで1年間延長することとしている。

併せて、これまでの事業の実施状況等を踏まえ、都道府県の介護サービス量や施設・事業所の状況等に応じて柔軟に事業が実施できるよう、事業内容を以下のとおり見直しすることとしているので、各都道府県におかれては、福祉人材センター等の関係団体と連携を図り、管内の福祉・介護人材の確保がより一層進むよう取り組みをお願いしたい。（参考資料5参照）

【見直し後の事業】 ※福祉・介護人材の緊急的な確保を図る措置分

1. 福祉・介護人材参入促進事業
2. 潜在的有資格者等再就業促進事業
3. 福祉・介護人材マッチング機能強化事業
4. 福祉・介護人材キャリアパス支援事業
5. 福祉・介護人材確保対策連携強化事業
6. 各都道府県の実情に応じた独自事業

イ 介護福祉士等修学資金貸付事業の拡充

介護福祉士・社会福祉士養成施設の入学者に対し修学資金の貸付けを行う「介護福祉士等修学資金貸付制度」については、平成23年度3次補正予算において、被災学生に対する貸付に必要な原資の確保を行うとともに、平成24年度予算案においては、貸付対象に実務者研修の受講者を新たに加え、質の高い介護福祉士の安定的な確保を図ることとしている。

これを受け、「介護福祉士等修学資金貸付制度要綱」等の改正を予定しており、各都道府県におかれては、条例等の貸付制度関係規定の改正準備を行うとともに、貸付希望者に必要な資金を交付されたい。（現段階の改正案については、参考資料6参照）

(4) 福祉人材センターにおける人材確保対策

ア 被災3県における福祉・介護人材の確保

昨年3月の東日本大震災で被災した岩手県、宮城県、福島県においては、6月以降新規求人数が大幅に増加しているが、新規求職者数は回復していない状況である。

(参考資料7参照)

今後、被災した介護施設等の再開、移転が本格的に進むことから、福祉・介護人材の確保がますます重要となっており、被災3県の福祉人材センターにおいても、就職フェアや出張相談の実施等、人材確保に取り組んでいるところである。

また、中央福祉人材センターにおいては、都道府県福祉人材センターと運用しているホームページ「福祉のお仕事」において、被災者の方々に対して居住等に一定の配慮のある求人を「被災者用求人」として、紹介しているところである。

さらに、被災3県の施設の再開情報や求人情報、I・Uターンフェア等の情報を提供するため、ホームページの改修を被災3県の福祉人材センターと検討している。

各都道府県におかれても、都道府県福祉人材センターと連携のうえ、管内の避難者並びに求職者に対して、これらの情報の積極的な提供と周知をお願いしたい。

イ 中央福祉人材センターにおける取組

中央福祉人材センターにおいては、平成24年度から、人材確保対策がより円滑に行えるよう、各都道府県福祉人材センター及び福祉人材バンクを直接訪問し、指導援助を行うこととしているので、ご了知いただくとともに、各都道府県福祉人材センターの機能強化が一層進むよう取り組みをお願いしたい。

ウ 都道府県福祉人材センターにおける取組

都道府県福祉人材センター及び福祉人材バンクにおいては、社会福祉法に基づく社会福祉事業従事者の確保対策や「福祉・介護人材マッチング支援事業(基金事業)」等、福祉・介護人材の確保に取り組んでいるところである。

前述のとおり、障害者自立支援対策臨時特例交付金に基づく基金事業については事業内容を見直し、期間を延長することとしているが、福祉・介護人材マッチング支援事業については、これまでの事業に加え、職場定着のための就業後のフォローアップまでを一体的に行えるよう、「福祉・介護人材マッチング機能強化事業」として継続することとしている。(参考資料9参照)

各都道府県におかれては、当該事業をはじめ、見直し後の基金事業の積極的な活

用により管内の福祉・介護人材の確保が一層進むよう取り組みをお願いしたい。

また、見直し後の基金事業では、福祉・介護分野への就職者数等を事業成果として把握することとしているが、効率的な把握のためには「福祉・介護人材確保対策連携強化事業」において福祉人材センターが運用している「福祉人材情報システム」の積極的な活用が重要であるため、現在、中央福祉人材センターが中心となり、事業成果の把握・分析等に関するシステムの改修を予定している。

なお、当該改修に要する経費については、「福祉・介護人材確保対策連携強化事業」の対象経費とすることが可能であるため、各都道府県においては、都道府県福祉人材センターと調整いただき、システムの改修について協力をお願いしたい。

エ 無料職業紹介事業の取り扱いについて

都道府県福祉人材センターにおいては、社会福祉法第94条第6号に規定する社会福祉事業従事者への就業援助の一つとして、無料職業紹介事業を実施しているところである。

労働局への申請にあたっては、無料職業紹介事業は「都道府県福祉人材センターが運営する事業の一部」であり、セーフティネット支援対策等事業費補助金等は「職業紹介の対価ではない」ことを説明する必要があるが、委託契約の内容から補助金等が職業紹介の対価であり有料職業紹介事業と判断される事例の報告があったため、各都道府県におかれては、都道府県人材センターと調整いただき、契約内容の点検等の対応をお願いしたい。

オ ハローワーク及び介護労働安定センターとの連携

都道府県福祉人材センターがより効果的に活動するためには、ハローワークとの連携が不可欠であるため、各都道府県におかれては、両組織と調整いただき、利用者の立場に立ったきめ細かなサービスの実施に向けて、より一層連携が図られるよう、配慮をお願いしたい。（参考資料10参照）

また、介護労働者の雇用管理の改善のため、相談援助や講習会、調査研究等を行っている介護労働安定センターとの連携についても、福祉・介護人材の就業後の職場定着を図るためには重要であるので、各都道府県におかれては、より一層連携が図られるよう、配慮をお願いしたい。

なお、見直し後の基金事業である「福祉・介護人材確保対策連携強化事業」では、都道府県福祉人材センターが中核的役割を担い、各基金事業の連携強化を図ることが可能であるので、労働関係部局等の参加についても調整をお願いしたい。

(5) 福利厚生センターによる福利厚生事業

福利厚生センターは、社会福祉法に基づき厚生労働大臣の指定を受け、社会福祉事業従事者の福利厚生を増進するため、多種多様なサービスを提供している。

これらのサービスは、小規模な社会福祉事業者が単独では実施することが難しい福利厚生事業を全国規模で共同化し、規模のメリットを最大限に活かすことにより、より安価に利用できるものである。各都道府県におかれては、社会福祉事業従事者の福利厚生の充実が図られるよう、各種説明会等を通じた周知に一層の協力をお願いしたい。（参考資料 12 参照）

(6) 日本社会事業大学における福祉・介護人材の養成

日本社会事業大学は、厚生労働省から委託を受けて、指導的福祉人材の養成を行っている福祉の単科大学であり、現在、社会福祉学部（2学科）、大学院（博士前期・後期課程）、専門職大学院（福祉マネジメント研究科）、社会福祉主事養成課程等の通信教育科を設置している。

【日本社会事業大学の教育・研修組織】

- 専門職大学院 福祉マネジメント研究科（1年、長期履修制度の場合2年）
- 大学院 社会福祉学研究科（博士前期課程2年、博士後期課程3年）
- 大学 社会福祉学部 福祉計画学科、福祉援助学科（4年）
- 通信教育科 社会福祉主事養成課程（1年）
社会福祉士養成課程（1年7月）
精神保健福祉士一般養成課程（1年7月）
精神保健福祉士短期養成課程（10月）

ア 福祉専門職大学院

専門職大学院は、社会人を対象に、幅広い視野及び専門知識・技術を持った高度な福祉専門職業人の養成を目的とした我が国唯一の福祉の専門職大学院である。

専門職大学院では、市町村福祉行政等に助言、指導できる都道府県の専門職の養成にも力を入れており、これまでに熊本県（4名）、長崎県（3名）、埼玉県（3名）、東京都（2名）から職員が派遣されるなど、行政機関からの職員派遣も増えており、現職復帰後の活躍が期待されているところである。

各都道府県におかれては、職員の派遣について積極的に検討願いたい。

○専門職大学院 福祉マネジメント研究科（1年制）

（ケアマネジメントコース、ビジネスマネジメントコース）

※ 現職者には、働きながら学べる2年間コースの長期履修制度がある。

※ 専門職修士の学位を取得。また、社会福祉士国家試験受験資格も取得可。

イ 社会福祉事業従事者に対する各種講座の開催 ※（ ）内は23年度実績

日本社会事業大学では、都心の文京区茗荷谷にある文京キャンパスにおいて、

○福祉・介護分野の職員の資質向上を図るための「スキルアップ講座」（16講座）

○福祉事務所等における処遇困難事例の対応策を学ぶ「福祉マイスター道場」

（3講座）

○福祉経営に携わる職員向けの「福祉経営塾」（1講座（13日間））

を実施しているため、各都道府県におかれては、職員の派遣について検討するとともに、管内の市町村及び関係団体等への周知をお願いしたい。（詳細については、大学ホームページ「専門職大学院リカレント講座」を参照願いたい。）

（7）社会福祉事業従事者に対する研修等

平成24年度において、地方自治体の福祉担当職員及び社会福祉法人経営者等を対象とする社会福祉研修及び通信教育課程を「全国社会福祉協議会中央福祉学院」及び「国立保健医療科学院」において実施することとしている。

ア 全国社会福祉協議会中央福祉学院

全国社会福祉協議会中央福祉学院（ロフォス湘南）においては、社会福祉主事及び社会福祉施設長等の資格認定通信課程、社会福祉法人経営者等を対象とする研修を実施する予定であるため、各都道府県におかれては、管内の市町村及び関係団体への周知をお願いしたい。（参考資料13参照）

なお、中央福祉学院においては、福祉・介護サービス従事者のキャリアパスに対応した生涯研修について取り組んできたところであるが、現在、新たな生涯研修の実施に向けた検討を行っている。

平成24年度中には、具体的な実施内容を示すとともに、指導者養成研修を実施する予定であるため、各都道府県におかれては、都道府県社会福祉協議会や研修機関からの参加について配慮をお願いするとともに、管内の市町村及び関係団体への

周知をお願いしたい。

イ 国立保健医療科学院

国立保健医療科学院は、社会福祉、保健医療及び生活衛生に関する地方自治体職員などの教育訓練等を行う予定であるため、各都道府県におかれては、職員の受講について検討するとともに、管内の市町村への周知をお願いしたい。（参考資料 14 参照）

(8) 「介護の日」について

介護についての理解と認識を深め、介護サービス利用者、その家族、介護従事者等を支援するとともに、これらの人たちを取り巻く地域社会における支え合いや交流を促進する観点から、高齢者や障害者等に対する介護に関し、国民への啓発を重点的に実施するための日として、11月11日を「介護の日」と定めているところである。

また、「介護の日」に関連して行われる様々な活動との連携を通じて、福祉・介護サービスに対する一層の周知啓発等を図っていくため、「介護の日」前後二週間（11月4日から11月17日まで）を「福祉人材確保重点実施期間」としている。

厚生労働省においては、本年度、宮城県庁の協力をいただいて、仙台市の東北福祉大学において「震災の介護現場から見えてきたもの」をテーマに「介護の日フォーラム」を開催したところである。また、各地方公共団体においても、地域の実情に応じた様々な啓発活動を積極的に実施していただいたところである。

このように、「介護の日」の普及・啓発に向けて、各地方公共団体等の御尽力をいただいたことに関して、厚く御礼を申し上げます。なお、本年度の各地方公共団体等の取り組みについては、厚生労働省ホームページに掲載しているので参照されたい。

各都道府県におかれては、来年度以降も、管下の市町村や関係団体等との緊密な連携を通じて、様々な啓発活動を行っていただくよう、協力願いたい。

